

# 令和8年度認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表

■認可保育施設等を利用する際には、『保育料』と『給食費』がかかります。

【0～2歳児クラス】 ➔ 以下の表のとおり、保育料が発生します。また、給食費は保育料の金額に含まれています。

【3～5歳児クラス】 ➔ 保育料は階層区分に関わらず無償化（ゼロ円）となりますが、階層区分によっては、別途給食費が発生します。

※ [ ] に該当する方は給食費徴収対象、それ以外は免除対象となります。

**【保育料算定表】** ※保育施設によって、別途『行事費』や『教材費』等の実費徴収があります。

階層区分	市町村民税 所得割額 (子どもの属する世帯の合計額)	第1子		第2子		第3子以降	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護・里親世帯	0	0	0	0	0	0
第2～1階層	市町村民税 非課税世帯	要保護世帯 (※1)	0	0	0	0	0
		2～1階層 以外の世帯	0	0	0	0	0
第3～1階層	市町村民税 所得割 <u>48,600円未満</u>	要保護世帯 (※1)	7,500	7,500	0	0	0
		3～1階層 以外の世帯	16,200	16,000	8,100	8,000	0
第4～1階層	48,600円 ～77,100円	要保護世帯 (※1)	9,000	9,000	0	0	0
第4～2階層	48,600円 ～57,699円	4～1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0
第4～3階層	57,700円 ～96,999円	4～1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0
第5階層	97,000円～168,999円		37,200	36,600	18,600	18,300	0
第6階層	169,000円～300,999円		40,500	39,900	20,250	19,950	0
第7階層	301,000円～396,999円		42,500	41,800	21,250	20,900	0
第8階層	397,000円以上		51,300	50,500	25,650	25,250	0

(※1) 要保護世帯とは、児童扶養手当や母子・父子医療費助成を受給しているひとり親世帯等や障がい者（児）と同居している世帯をいいます。

## ▼2名以上こどもがいる場合の保育料について【多子軽減】

■在園児童に上のきょうだいがいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が減額される場合があります。

### 【多子軽減の例】

階層区分	子（○子目）のカウント方法 ※同一世帯のきょうだいに限る	【例】小学生～1歳児がいる世帯の場合			
		小学6年生 【市外の幼稚園】	5歳児 【認可外】	3歳児 【認可】	1歳児 【認可】
【区分①】 第1階層～第4～2階層	年齢に関係なく きょうだいの人数	→	第1子	第2子	第3子
【区分②】 第4～3階層～第8階層	対象の保育施設等（※2）に在籍している かつ 未就学のきょうだいの人数	→	カウント 対象外	第1子	カウント 対象外

### （※2）多子軽減の対象となる保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ○公立幼稚園 ○私立幼稚園（新制度移行） ●私立幼稚園（新制度未移行） ●企業主導型保育所

●特別支援学校幼稚部 ●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設

※●の保育施設（市で在籍確認ができる保育施設）を利用しているきょうだいがいる場合は『在園証明書』等の提出が必要になります。

## 【別住所に居住している上のきょうだいがいる『第3～1階層』～『第4～2階層』の方】

■多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります。

## ▼給食費の徴収・免除について【3～5歳児】

■階層区分やきょうだいの人数によって、給食費の支払い有無が変わります。また、保育施設によって給食費の金額が異なります。

階層区分／多子軽減のカウント	第1子	第2子	第3子以降
第1階層～第4～2階層	免除	免除	免除
第4～3階層～第8階層	徴収	徴収	免除